

手遅れになる前に早めの対応を！

免税事業者の方にも
関係する
重要な制度です！

インボイス制度・ 電子帳簿保存法 対策セミナー

令和4年

9月22日(木) 14:00~16:00



2023年10月から開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）の登録申請が、既に2021年10月から始まっています。インボイスの交付を行うことができるのは課税事業者に限られますが、インボイス制度の導入により免税事業者を含めた全事業者にとって事業環境変化の影響があるため、制度の概要を知り、早めに必要な対策を進めていくことが重要です。また、電子帳簿保存法では、2024年1月から「電子メール添付の請求書等を電子データとして保存する」など、全事業者対象に義務化されるため、その対応を進める必要があります。本セミナーでは必要な対策を取るために制度のポイントについて解説を行います。

カリキュラム

- ・インボイス制度の概要について
- ・インボイス制度による影響と対策
- ・対象となる事業者は？
- ・電子帳簿保存法について

高槻商工会議所 4階大ホール

〒569-0078 高槻市大手町 3-46

講師 鈴木浩税理士事務所 税理士
鈴木 浩氏(近畿税理士会茨木支部所属)

対象 中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)

定員 30名(先着順)

受講料無料

主催・お問合せは

高槻商工会議所 中小企業相談所 ☎072-675-0484

※下記受講申込書に記入の上、FAX072-675-3466にてお申込みください。
ホームページからの申し込みはこちら



「インボイス制度・電子帳簿保存法 対策セミナー」参加申込書

事業所名		業種	
所在地			
E-mail	TEL	FAX	
受講者名簿			
役職名	氏名		
役職名	氏名		

※ご記入いただきました個人情報は、本セミナー実施の目的にのみ利用致します。